



# 島根県報

平成17年 3 月29日 (火)  
号外 第 42 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

(経営支援課)

### 公布された条例等のあらまし

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (規則第68号)

1 規則の概要

貸付金の融資条件に関する規定の整理

2 施行期日

平成17年 4 月 1 日から施行することとした。

## 規 則

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 3 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

### 島根県規則第68号

島根県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和51年島根県規則第11号) の一部を次のように改正する。

別表 1 の項利率 (年利) の欄及び13の項利率 (年利) の欄中「1.05パーセント」を「0.80パーセント」に改める。

### 附 則

- この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の島根県中小企業高度化資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸付けの決定をする高度化資金について適用し、同日前に貸付けの決定をした高度化資金については、なお従前の例による。

